

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源交付金） 840,000 千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,149,125 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	138,840	30,543		549	15,988	91,760
	児童福祉事業	4,786,417	3,120,332	33,800	83,014	229,909	1,319,362
	母子福祉事業	457,263	157,563		35	44,470	255,195
	高齢者福祉事業	225,308	1,839		43,304	26,737	153,428
	障害者福祉事業	1,784,882	1,218,859		21,992	80,733	463,298
	生活保護事業	1,092,198	812,388			41,523	238,287
	小計	8,484,908	5,341,524	33,800	148,894	439,360	2,521,330
社会保険	国民健康保険事業	629,909	322,155			45,670	262,084
	高齢者医療事業	802,092	106,110		410	103,221	592,351
	介護保険事業	1,001,228	44,633			141,957	814,638
	年金事業	1,041	1,041				
	小計	2,434,270	473,939		410	290,848	1,669,073
保健衛生	医療対策事業	192,279	210		10,000	27,019	155,050
	予防対策事業	943,834	455,302		20,692	69,426	398,414
	保健指導事業	93,834	3,891			13,347	76,596
	小計	1,229,947	459,403		30,692	109,792	630,060
合計	12,149,125	6,274,866	33,800	179,996	840,000	4,820,463	